

者を見させ其口より出る聲を聞しめ九事を定め給へり。蓋んんち彼爲に其鼻開せし事を以て凡の人に
 向ひ罰人を爲べければ也。今んんち如何で鞭可んんち起て主の名を顯ハテアヌヤを蒙て其罪を濟去べし
 といて立る語を納ざるが故に速にエルサレムを出よと曰たまへり。我ひひけるハ主よ我もと鞭を信する
 者を執へ或り諸會堂にて之を鞭らしめて彼等ハ知。また爾の證人スラバシの其血を流さる時われ傍
 に立て其殺ざるを好むし彼を殺す者の衣を守れり。主われに曰けるハ往われ鞭を遠く異邦人に遺すべ
 し。彼等さく此言に至みな聲を揚て曰けるハ此の如き者を地より去かれハ先に生命の有べき者からざ
 りき。かれら喧呼て其衣を吹き塵を空中に揚げれば。千夫の長命じてパウロを陣營に引入しめ何故かく
 彼等がパウロに向て喧呼かを知んがため鞭ちて彼に訊べしと言ひ。かれら軍鞭を擡んとてパウロを引張
 しどき彼の側に立る百夫の長に曰けるハ罪を定かしてロー人たる者を鞭つハ律法に當ふや。百夫の長
 これを開ゆきて千夫の長に告て曰けるハ爾亦すてを憤めよ此ハロー人なり。千夫の長ゆきてパウロ
 に曰けるハ爾ハロー人なるや我に告よ。パウロ曰けるハ然り。千夫の長てたへけるハ我ハ多の金を以て此
 民籍を得たり。パウロ曰けるハ我ハ生來なり。是に於てパウロを拷問せんとせし者等たあちに退けり。千夫
 の長ろのロー人なるを知られを懼りて之を懼る。○斯て明日ユダヤ人の彼を訟たる故を確か知んと欲ひ
 パウロの縛をどき祭司の長等および全議會命じて集らしめ。パウロを携往て其前立せたり。
 議會ハパウロを議す。パウロ曰く我今日に至るまで凡のこぞ良心に
 由て神に事たり。祭司の長アテナニア側立る者に命じて彼の口を撃しむ。是亦於てパウロ彼に曰けるハ

百九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇
 一〇一
 一〇二
 一〇三
 一〇四
 一〇五
 一〇六
 一〇七
 一〇八
 一〇九
 一一〇
 一一一
 一一二
 一一三
 一一四
 一一五
 一一六
 一一七
 一一八
 一一九
 一二〇
 一二一
 一二二
 一二三
 一二四
 一二五
 一二六
 一二七
 一二八
 一二九
 一三〇
 一三一
 一三二
 一三三
 一三四
 一三五
 一三六
 一三七
 一三八
 一三九
 一四〇
 一四一
 一四二
 一四三
 一四四
 一四五
 一四六
 一四七
 一四八
 一四九
 一五〇
 一五一
 一五二
 一五三
 一五四
 一五五
 一五六
 一五七
 一五八
 一五九
 一六〇
 一六一
 一六二
 一六三
 一六四
 一六五
 一六六
 一六七
 一六八
 一六九
 一七〇
 一七一
 一七二
 一七三
 一七四
 一七五
 一七六
 一七七
 一七八
 一七九
 一八〇
 一八一
 一八二
 一八三
 一八四
 一八五
 一八六
 一八七
 一八八
 一八九
 一九〇
 一九一
 一九二
 一九三
 一九四
 一九五
 一九六
 一九七
 一九八
 一九九
 二〇〇
 二〇一
 二〇二
 二〇三
 二〇四
 二〇五
 二〇六
 二〇七
 二〇八
 二〇九
 二一〇
 二一一
 二一二
 二一三
 二一四
 二一五
 二一六
 二一七
 二一八
 二一九
 二二〇
 二二一
 二二二
 二二三
 二二四
 二二五
 二二六
 二二七
 二二八
 二二九
 二三〇
 二三一
 二三二
 二三三
 二三四
 二三五
 二三六
 二三七
 二三八
 二三九
 二四〇
 二四一
 二四二
 二四三
 二四四
 二四五
 二四六
 二四七
 二四八
 二四九
 二五〇
 二五一
 二五二
 二五三
 二五四
 二五五
 二五六
 二五七
 二五八
 二五九
 二六〇
 二六一
 二六二
 二六三
 二六四
 二六五
 二六六
 二六七
 二六八
 二六九
 二七〇
 二七一
 二七二
 二七三
 二七四
 二七五
 二七六
 二七七
 二七八
 二七九
 二八〇
 二八一
 二八二
 二八三
 二八四
 二八五
 二八六
 二八七
 二八八
 二八九
 二九〇
 二九一
 二九二
 二九三
 二九四
 二九五
 二九六
 二九七
 二九八
 二九九
 三〇〇

擲聖たる壁ハ爾を擧ル爾が坐せるハ律法を循ひて我を縛ん爲なるも律法違ひ命じて我を撃しむる
 手。側立る者ども曰けるハ爾神の祭司の長を誦るや。パウロ曰けるハ我ハ祭司の長あるを
 識ざりき。詎ハ然り言ざりし也。ハ爾の民の有司を誦る勿れと録されたり。パウロ彼等の其年ハサドカイ
 の八年ハパリサイの人あるを知て議會の中呼り曰けるハ人々兄弟よ我ハパリサイの人またパリサイ人
 の子なり死たる者の甦ることを望に因て我いぞ審る。パウロ如此いひしか。パリサイの人とサドカイの
 人の間に爭論おこりて集りたる多の人々相分れたり。蓋サドカイ人の復生また天使よび靈を無言
 パリサイ人の之をみな有と宣言也。遂に大なる喧嘩となりぬ。パリサイ人の學者たち立て争ひ曰けるハ我
 儕この人の惡ごとを見ずもも靈あるハ天使の彼に語りし事あらんに我儕神に敵す可らざる也。斯て
 大なる争ひ起ければ。千夫の長パウロが彼等に引裂れん事を恐て兵隊に命じて彼等の中に下らせ之を縛せり
 陣營に引入しめたり。○主の夜パウロ側立て曰給ひけるハパウロよ勇ハ爾われに就てエルサレ
 ムに證せし如く。必サロマにも證すべけれ也。明日に及てユダヤ人黨を結び共に誓て曰けるハパウロを
 殺すまでハ食飲をも爲まじ。この誓を爲る者ハ四十八餘なり。かれも祭司の長よび長老たちの所に來
 て曰けるハ我儕パウロを殺すまでハ何をも食じと誓を立たり。是故に請ふんちも議會と偕にパウロの事
 を不ば許し請る狀を作て千夫の長に告かれを稱置に曳下らしめ。よ彼が近かざる前に之を殺さんて我儕す
 でお備を爲り。然るにパウロの姉妹の子この謀をきき即ち往て陣營に入。パウロ曰く。是に於て百夫の長
 長一人をせねき。曰けるハ此少者を千夫の長に携往て之の者かれに告べき事われ也。是に於て百夫の長
 れを千夫の長に携往て曰けるハ四者パウロ我を請て此少者ならんがに言べき事われ也。之を胸に携往ん事を

六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇
 一〇一
 一〇二
 一〇三
 一〇四
 一〇五
 一〇六
 一〇七
 一〇八
 一〇九
 一一〇
 一一一
 一一二
 一一三
 一一四
 一一五
 一一六
 一一七
 一一八
 一一九
 一二〇
 一二一
 一二二
 一二三
 一二四
 一二五
 一二六
 一二七
 一二八
 一二九
 一三〇
 一三一
 一三二
 一三三
 一三四
 一三五
 一三六
 一三七
 一三八
 一三九
 一四〇
 一四一
 一四二
 一四三
 一四四
 一四五
 一四六
 一四七
 一四八
 一四九
 一五〇
 一五一
 一五二
 一五三
 一五四
 一五五
 一五六
 一五七
 一五八
 一五九
 一六〇
 一六一
 一六二
 一六三
 一六四
 一六五
 一六六
 一六七
 一六八
 一六九
 一七〇
 一七一
 一七二
 一七三
 一七四
 一七五
 一七六
 一七七
 一七八
 一七九
 一八〇
 一八一
 一八二
 一八三
 一八四
 一八五
 一八六
 一八七
 一八八
 一八九
 一九〇
 一九一
 一九二
 一九三
 一九四
 一九五
 一九六
 一九七
 一九八
 一九九
 二〇〇
 二〇一
 二〇二
 二〇三
 二〇四
 二〇五
 二〇六
 二〇七
 二〇八
 二〇九
 二一〇
 二一一
 二一二
 二一三
 二一四
 二一五
 二一六
 二一七
 二一八
 二一九
 二二〇
 二二一
 二二二
 二二三
 二二四
 二二五
 二二六
 二二七
 二二八
 二二九
 二三〇
 二三一
 二三二
 二三三
 二三四
 二三五
 二三六
 二三七
 二三八
 二三九
 二四〇
 二四一
 二四二
 二四三
 二四四
 二四五
 二四六
 二四七
 二四八
 二四九
 二五〇
 二五一
 二五二
 二五三
 二五四
 二五五
 二五六
 二五七
 二五八
 二五九
 二六〇
 二六一
 二六二
 二六三
 二六四
 二六五
 二六六
 二六七
 二六八
 二六九
 二七〇
 二七一
 二七二
 二七三
 二七四
 二七五
 二七六
 二七七
 二七八
 二七九
 二八〇
 二八一
 二八二
 二八三
 二八四
 二八五
 二八六
 二八七
 二八八
 二八九
 二九〇
 二九一
 二九二
 二九三
 二九四
 二九五
 二九六
 二九七
 二九八
 二九九
 三〇〇

求へり 千夫の長の手をひき僻靜なる處に退きて問けるハ爾我に告んとする事何ぞや 彼のひけるハユダヤ人パウロの事をなほ請く問る張を作て爾かて明日かれを議會に曳下さんてを紛せり 然るに爾かれら言に從ふ勿れ蓋うのうち四十八餘の者パウロを殺すまでハ食す又飲して共に暫て埋伏し今すでに其預備をなして爾の詩を候り 千夫の長少者に爾我に此事を告し人々に語る勿れと囑付て之を去しめ又百夫の長の二人を召て兵卒二百八騎兵七十八人を携へ今夜第九時にカイサリヤに往かつ音を備てパウロを乗しめ之を護て方伯ベリクスの所に送るべしと曰 又た左の如き書をかき添たり ユクラウツラウシマス最も尊貴方伯ベリクスの安を問てこの人ユダヤ人に執之れ將に殺されんとせしを承うのロー人なるを開じより兵隊を率ゐ往て之を駆け 彼等が認る故を知んて欲ひ之を其議會にお引下しが 彼が認められしハ惟かれらの律法の論に由るのみにて其死に當るべく亦棄るべきの故を見ざる也 然るハユダヤ人これを書せんと計よし其事われに現れしハより直む之を爾の所お遣れり又かれを認し者お命じて其認る所を爾お告じめんとす 是も亦於て兵卒ハ命お遣ひてパウロを携へ夜の中ハカマシラパリスにお至り 明日騎兵をしてパウロと共に往しめ其餘の者ハ陣營お歸れり 騎兵ハカイサリヤにお至り書を方伯お呈しパウロを其前お立し 言 方伯書を讀畢りて彼に其國を問キリヤの者あるを知て曰けるハ爾を認る者の此お來らん時われ爾に聽べし遂に命じて之をヘロデの公廨に於て守らしめたり 猶 第五日を経てのち祭司の長ナニヤハ長老等および一人の精士ラトルスと共に下てパウロを方伯に認ふ パウロ召出されし時ラトルス詔の端を發て曰けるハ 最も尊貴ベリクヌハ我儕亦立ちに由て太子を得かつ此國ハ爾の先見に藉て買お改まりたれば爾に隨ひ地に隨ひて感謝せざるなし 今

カ相十三節
カ相十四節
カ相十五節
カ相十六節
カ相十七節
カ相十八節
カ相十九節
カ相二十節
カ相二十一節
カ相二十二節
カ相二十三節
カ相二十四節
カ相二十五節
カ相二十六節
カ相二十七節
カ相二十八節
カ相二十九節
カ相三十節
カ相三十一節
カ相三十二節

われ取て爾を擧ぐる事をせし請ふをらく忍て我が片言を聽たまへ 蓋われら此人を見に疫病の如し天下のユダヤ人を擧せり且かれハナザレ崇の首にて 又た厥をも犯んとせり我儕これを執わつ律法に備ひて筆を爲んと欲ひしに 千夫の長ルシマス來て我儕の手より強て之を奪とり 厥を認る者をして命じて爾の所に來しめたり 爾かれを請ハ我儕が認る所を悉く知べし ユダヤ人も共に認へ曰けるハ此等のこと誠に然り 方伯首をもて示しパウロに言しめければ彼之たへけるハ爾の多の年この民の擧官たるを我れたるが故に自らの事情を認ることを喜べり 爾之ら我崇拜の爲にエルサレムに上しより僅に十二日のみ 彼等ハ我が服に於て人と爭論をなす又會堂あるハ以て城下に於て人々を擧しし事を未だ見ざるべし且かれら言われを認る所の事ハ證據を立て之を確するべし能く之を然るに我の事を爾に認さん夫れハ彼等が異端と稱る道に循ひ我が列祖の神に事へ悉く律法と預言者の書に録されし言を信じかつ義も不義も死し者の變らんことを神に頼て我ハ望み即ち彼等が望む所と異なるなり 此も因て我つねお自ら關み神に對ひ人お對て良心の責からんことを恐るなり われ擧年を歴たりしのみ船濟を我民になし又獻祭をせん人の爲に歸たり 我すでに潔淨て此等の事を行る時 ヲツラより來しニダヤ人等の服に於て我れ人々を集ることをせす亂をも爲ざるを見たり 且我を誅べし事おらば彼等なんぢの前に誦ふべし或ハ又わが議會の前に立てるとき呼りて死たる者の復生の事に就われ今日本爾曹に審るといへる此一言之外に此人々も我が不義ありしを見言べし 是に於てベリクヌ詳細に其邊を知りければ彼等を運まめんとし曰けるハ千夫の長ルシマスの下らん其時われ悉く爾曹の事を究べんと 百夫の長に命じてパウロを守しめ且これを寬容にして其友の彼を俱給てと有を禁せざらしむ 擧日の後ベリクヌ其妻ニダヤ人ナ

カ相三十三節
カ相三十四節
カ相三十五節
カ相三十六節
カ相三十七節
カ相三十八節
カ相三十九節
カ相四十節
カ相四十一節
カ相四十二節
カ相四十三節
カ相四十四節
カ相四十五節
カ相四十六節
カ相四十七節
カ相四十八節
カ相四十九節
カ相五十節
カ相五十一節
カ相五十二節
カ相五十三節
カ相五十四節
カ相五十五節
カ相五十六節
カ相五十七節
カ相五十八節
カ相五十九節
カ相六十節
カ相六十一節
カ相六十二節
カ相六十三節
カ相六十四節
カ相六十五節
カ相六十六節
カ相六十七節
カ相六十八節
カ相六十九節
カ相七十節
カ相七十一節
カ相七十二節
カ相七十三節
カ相七十四節
カ相七十五節
カ相七十六節
カ相七十七節
カ相七十八節
カ相七十九節
カ相八十節
カ相八十一節
カ相八十二節
カ相八十三節
カ相八十四節
カ相八十五節
カ相八十六節
カ相八十七節
カ相八十八節
カ相八十九節
カ相九十節
カ相九十一節
カ相九十二節
カ相九十三節
カ相九十四節
カ相九十五節
カ相九十六節
カ相九十七節
カ相九十八節
カ相九十九節
カ相百節

るゾルシと其わ來りパウロを召て其キリストを信する道を語るを聽パウロ公義と擲節と來んとする
 審判を論せしかハベリクニ憐れ答けるハ爾婦々返け我御用を備ハ再んちを召んベリクニパウロよ
 り金を得んことを望が故に屢次かれを召て偕お語れり却て二年を經て後ホリキストと云ふ者ハ
 リクスの職に代たりベリクニス俄にエヂヤ人に取んと欲してパウロを獄に繋おけり
 倍ベトスハ任國に至て三日の後カイサリヤよりエルサレムに上れり三時に祭司の長等
 とエヂヤの尊重たる者等パウロを彼に訴へ且てこれを途にて謀殺さん欲以彼に勸ちの恩を我儕に賜て
 ウロをエルサレムに召給んことを請ハスト大管て曰けるハパウロの守られてカイサリヤにあり我ら
 違からず彼處に赴くべし是故に爾曹のうち權威ある者ども我と共に下り彼について欲べきこと有ハ
 へよハスト大彼等の中に十日餘どもありてカイサリヤに下り明日審判の座に坐り命じてパウロを曳出
 ししむパウロの來れる時エルサレムより下りエヂヤ人等かれを立圍み證據を立ること能ざる多端の重
 罪をもて訟をなせりパウロ辯訴するハ我にまだエヂヤ人の律法および取置たりカイサリヤにも皆犯せる所
 なしハスト大彼をエヂヤ人に取りんと欲してパウロに答て曰けるハ爾エルサレムに上り彼處に於て此事に
 つき審判を我前に受んことを望びや否パウロ曰けるハ我今カイサルの審判の場に立つこの處に於て審を
 受るハ當然なり我ハ爾の明かに知る如くエヂヤ人に不義を爲してとどなしもし不義を行ひて死に當る
 き罪を犯さば我ハ死を受ることを欲し若われを訟る所のこと虚きとどなき其望に任せて我を彼等にわ
 たし得る者なき我ハカイサルに上告せん是に於てハスト大議事官と相議てたへて曰けるハ爾カイサル
 に上告せんと欲へりカイサルに往べし○數日を經て後アグリッパ王およびベルニクハストスの安否を

ノ三十八
 三十五九節
 一節四十一
 一節四十二
 一節四十三
 一節四十四
 一節四十五
 一節四十六
 一節四十七
 一節四十八
 一節四十九
 一節五十
 一節五十一
 一節五十二
 一節五十三
 一節五十四
 一節五十五
 一節五十六
 一節五十七
 一節五十八
 一節五十九
 一節六十
 一節六十一
 一節六十二
 一節六十三
 一節六十四
 一節六十五
 一節六十六
 一節六十七
 一節六十八
 一節六十九
 一節七十
 一節七十一
 一節七十二
 一節七十三
 一節七十四
 一節七十五
 一節七十六
 一節七十七
 一節七十八
 一節七十九
 一節八十
 一節八十一
 一節八十二
 一節八十三
 一節八十四
 一節八十五
 一節八十六
 一節八十七
 一節八十八
 一節八十九
 一節九十
 一節九十一
 一節九十二
 一節九十三
 一節九十四
 一節九十五
 一節九十六
 一節九十七
 一節九十八
 一節九十九
 一節百

問ん爲にかイサリヤに來り彼處に留れること久かりしかハスト大パウロの事を王に告て曰けるハ此
 一人の囚者あり即ちベリクスの遺體と所あり我ハ爾サレムを居しと祭司の長とエヂヤ人の長老た
 ち之を訟へて罪お擲んことを求へりわれ彼等も答けるハ訟られしもの己を訟し者お對て其訟る所を分
 理べき權を未だ得ざる先に之を死に付るハロー人の例に非ず是に於て彼等この處ハ來集れり我らも日を
 延ごせせず次日審判の座に坐り命じて其人を曳出さしめたるに訟者ども立て之を訟しが其事わが
 逆料りし所違へり唯かれらハ鬼神を敬ふ己が道とパウロが生りといふ既に死し一人のイエスとハ
 就て爭論をなし我これらの質訊も感けれハパウロに對ハ爾エルサレムに往此事につきて
 彼處に於て審判を受んことを欲ふや否と問してハ彼アウグストの質訊を受んとして護れんことを求して
 因われ命じて之をカイサルお送るやで持せ置りアウグストハパウロに曰けるハ我らも亦この人に聽ん
 ことを欲なり彼ハひけるハ明日なんぢ之に聽べし是に於て明日アグリッパとベルニク大に威儀を備さ
 たりて千夫の長等および邑の尊き人々と偕に公堂に入ハパウロハストスの命に由て曳出さるハスト
 大曰けるハアグリッパ王および凡て我儕と偕に在る人々ハ爾曹之人を観ざるべしエヂヤの多の人々エ
 ルサレムに於ても亦この所に於ても彼について我に訟彼ハ此の生べき者に非ずと呼叫べり然と我て
 れを查看て其死すべき事を爲ざりしを知り且かれ自らアウグストに上告せん爲により我れを解らん事
 を定たり我れに對て我の主に奏すべき質情を得ず故に我れを質訊て奏すべき事を得んがため爾
 曹の前に於て殊更にアグリッパ王の前に曳出せりハ囚者を解るに其罪案を書るべきに理に合
 はすと意へん也

一節四十七
 一節四十八
 一節四十九
 一節五十
 一節五十一
 一節五十二
 一節五十三
 一節五十四
 一節五十五
 一節五十六
 一節五十七
 一節五十八
 一節五十九
 一節六十
 一節六十一
 一節六十二
 一節六十三
 一節六十四
 一節六十五
 一節六十六
 一節六十七
 一節六十八
 一節六十九
 一節七十
 一節七十一
 一節七十二
 一節七十三
 一節七十四
 一節七十五
 一節七十六
 一節七十七
 一節七十八
 一節七十九
 一節八十
 一節八十一
 一節八十二
 一節八十三
 一節八十四
 一節八十五
 一節八十六
 一節八十七
 一節八十八
 一節八十九
 一節九十
 一節九十一
 一節九十二
 一節九十三
 一節九十四
 一節九十五
 一節九十六
 一節九十七
 一節九十八
 一節九十九
 一節百

「**パウロ**はパウロに曰けるハ爾が自己の爲に降る事を許たり是に於てパウロ手を伸かれら**パウロ**を縛んとして曰けるハ「**パウロ**王よ我ニガヤ人に認められし事につき今日おん前の前にて惡く辯訴せしむる故に我を幸なる者とし殊に幸あるハ爾ガヤ人の例と彼等が論する所の端緒を悉く知らざらば事あり是故に願へハ爾に願ひて我に聽たまへ夫わが始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼稚とせし如何に世を過しかをニガヤ人のみお知なるべしもし證を爲んとせば彼等ハ素より我が曩に我儕の教の中にて最も嚴き所に遇ひたるパリサイ人なりし事を知り今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給ひ其望につきて鞫かる也この望ハ即ち我儕の十二の支派の夜も晝も専ら神に事を得んとする者なり**パウロ**王よ此望の爲に我ハガヤ人に認められたり神すでお死し者を麗らせ給りて云ども爾曹ハ我信に難しとする乎我も亦曩にハナザレのイエスの名に逆したるため多の事を行ひ宜と自ら意を以テニガヤ人に於て此事を行ひ即ち祭司の長等より權威を受けて多の聖徒を獄に入れた彼等の殺さるる時ハ其を宿し諸會堂に於て屢次之を罰し強て之に鞭撻を言し且狂ること甚しく之に由て外國の色にまで及びべし此とき祭司の長等より權威と命令を受けてダマスコへ往じに王よ其途にて正午われ天より光あるを見たり日よりも耀きて我および同に行者を環照せり我儕みな地に仆る其時ハブルの方へ来てパウロサウロ何れ我を害する手んんが前ある鞭を脚こそ難しと我に語る聲を我きけり我ひひけるハ王よ爾に誰かや我と入けるハ我ハ爾が害する所のイエスあり爾起て立よ我おん方に現るハ爾を立て彼等し又おんんが既に見し事と我が爾に現れて而さん其事の證人と爲んがため地我んんが守る此民および異邦人の手より拯ふべし今おんんが彼等に遣すハ

ルカ二六章一節
二節
三節
四節
五節
六節
七節
八節
九節
一〇節
一一節
一二節
一三節
一四節
一五節
一六節
一七節
一八節
一九節
二〇節
二一節
二二節
二三節
二四節
二五節
二六節
二七節
二八節
二九節
三〇節
三一節
三二節
三三節
三四節
三五節
三六節
三七節
三八節
三九節
四〇節
四一節
四二節
四三節
四四節
四五節
四六節
四七節
四八節
四九節
五〇節
五一節
五二節
五三節
五四節
五五節
五六節
五七節
五八節
五九節
六〇節
六一節
六二節
六三節
六四節
六五節
六六節
六七節
六八節
六九節
七〇節
七一節
七二節
七三節
七四節
七五節
七六節
七七節
七八節
七九節
八〇節
八一節
八二節
八三節
八四節
八五節
八六節
八七節
八八節
八九節
九〇節
九一節
九二節
九三節
九四節
九五節
九六節
九七節
九八節
九九節
一〇〇節

「**パウロ**の權を離れて神を歸せしめ又彼等をして我を信するに因て罪の赦と豊られし者の中に於て業を受けるを得させんが爲なり是故に**パウロ**王よ我この天の現示に背きて先ダマスコエルサレムの八人次にエガヤの空地および異邦人おままで恒に悔改に符ふ行をなして罪を悔へき事と神に歸すべき事とを宣傳へたり此等の事に由てエガヤ人われを服にて執かつ我を殺さんとせり然して我ハ神の体を之を今日に至るまで斃るるに及ぶ小き者にも大なる者にも證をなせり我言どこのハ預言者およびモテセガ將來かならず成んと言して非ざるをなし即ちキリストの苦難を受死し者の復生の始となり光を此民と異邦人に傳ふること也**パウロ**が如此うたへける時ハキリスト大體おひひけるハパウロ爾に狂氣せり**パウロ**をして狂氣せしめたり**パウロ**曰けるハ最も尊きベラストと我ハ狂氣せるに非我言どこのハ眞實おして憚る心より出るありこれ此等の事情ハ王よく知たまへバ我はからずして王の前に語れり蓋てこれらの事ハ方爾お行されたるに非ざれば王に隱るる所おしと信され也**パウロ**王よ爾預言者の書を信する手われ爾の信するを知**パウロ**王に曰けるハ爾われを勸て容易キリストと爲んとす**パウロ**曰けるハ容易おもせよ容易おもせよ我ハ惟なんが耳ならず今日われに聽てこの者のみな此線繩おくして我とせき者となんてを神に願ふなり如此かたり畢しと王と方伯及びハルナクどもに坐せし人々起て退き相語て曰けるハ此人ハ死べき事と繩繩にかゝる可てを爲ざる也**パウロ**王に對ひ曰けるハ此人おもしカイザルに上告せんと言ざりしおんらハ既釋すべき者なり

ルカ二六章一節
二節
三節
四節
五節
六節
七節
八節
九節
一〇節
一一節
一二節
一三節
一四節
一五節
一六節
一七節
一八節
一九節
二〇節
二一節
二二節
二三節
二四節
二五節
二六節
二七節
二八節
二九節
三〇節
三一節
三二節
三三節
三四節
三五節
三六節
三七節
三八節
三九節
四〇節
四一節
四二節
四三節
四四節
四五節
四六節
四七節
四八節
四九節
五〇節
五一節
五二節
五三節
五四節
五五節
五六節
五七節
五八節
五九節
六〇節
六一節
六二節
六三節
六四節
六五節
六六節
六七節
六八節
六九節
七〇節
七一節
七二節
七三節
七四節
七五節
七六節
七七節
七八節
七九節
八〇節
八一節
八二節
八三節
八四節
八五節
八六節
八七節
八八節
八九節
九〇節
九一節
九二節
九三節
九四節
九五節
九六節
九七節
九八節
九九節
一〇〇節

「**パウロ**はパウロに曰けるハ爾が自己の爲に降る事を許たり是に於てパウロ手を伸かれら**パウロ**を縛んとして曰けるハ「**パウロ**王よ我ニガヤ人に認められし事につき今日おん前の前にて惡く辯訴せしむる故に我を幸なる者とし殊に幸あるハ爾ガヤ人の例と彼等が論する所の端緒を悉く知らざらば事あり是故に願へハ爾に願ひて我に聽たまへ夫わが始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼稚とせし如何に世を過しかをニガヤ人のみお知なるべしもし證を爲んとせば彼等ハ素より我が曩に我儕の教の中にて最も嚴き所に遇ひたるパリサイ人なりし事を知り今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給ひ其望につきて鞫かる也この望ハ即ち我儕の十二の支派の夜も晝も専ら神に事を得んとする者なり**パウロ**王よ此望の爲に我ハガヤ人に認められたり神すでお死し者を麗らせ給りて云ども爾曹ハ我信に難しとする乎我も亦曩にハナザレのイエスの名に逆したるため多の事を行ひ宜と自ら意を以テニガヤ人に於て此事を行ひ即ち祭司の長等より權威を受けて多の聖徒を獄に入れた彼等の殺さるる時ハ其を宿し諸會堂に於て屢次之を罰し強て之に鞭撻を言し且狂ること甚しく之に由て外國の色にまで及びべし此とき祭司の長等より權威と命令を受けてダマスコへ往じに王よ其途にて正午われ天より光あるを見たり日よりも耀きて我および同に行者を環照せり我儕みな地に仆る其時ハブルの方へ来てパウロサウロ何れ我を害する手んんが前ある鞭を脚こそ難しと我に語る聲を我きけり我ひひけるハ王よ爾に誰かや我と入けるハ我ハ爾が害する所のイエスあり爾起て立よ我おん方に現るハ爾を立て彼等し又おんんが既に見し事と我が爾に現れて而さん其事の證人と爲んがため地我んんが守る此民および異邦人の手より拯ふべし今おんんが彼等に遣すハ

ルカ二七章一節
二節
三節
四節
五節
六節
七節
八節
九節
一〇節
一一節
一二節
一三節
一四節
一五節
一六節
一七節
一八節
一九節
二〇節
二一節
二二節
二三節
二四節
二五節
二六節
二七節
二八節
二九節
三〇節
三一節
三二節
三三節
三四節
三五節
三六節
三七節
三八節
三九節
四〇節
四一節
四二節
四三節
四四節
四五節
四六節
四七節
四八節
四九節
五〇節
五一節
五二節
五三節
五四節
五五節
五六節
五七節
五八節
五九節
六〇節
六一節
六二節
六三節
六四節
六五節
六六節
六七節
六八節
六九節
七〇節
七一節
七二節
七三節
七四節
七五節
七六節
七七節
七八節
七九節
八〇節
八一節
八二節
八三節
八四節
八五節
八六節
八七節
八八節
八九節
九〇節
九一節
九二節
九三節
九四節
九五節
九六節
九七節
九八節
九九節
一〇〇節

の百夫の長あるユカリアスと名る者に付せり。是に於て我備アシアに沿て駛んするアラミアの船に登て出アケドニアのテサロニク人アリタルコ我備と信に在き。次日シロニに着りニウリアス應答にバウロを待ひ彼に朋友の所へ行て其供應を受ることを許せり。我備また彼處より舟出せしが風の逆入に因てアラシアの風下の方に走りキリキヤとバムアラシアの海を過てルキヤのムラと云る港に至れり。此處にて百夫の長イカリヤへ渡るアレキサンテリアの舟に遇て我備を之に登たり。多日のあひだ舟の行て遅く僅にしてクニクニに對へる處に至り風の順ならざるに因てサルモ子を過クレラの風下の方を走り僅にして其岸に沿ラサイアの邑に近き美港と名る處に至れり。時を歴てど既に久しく斷食の期も過ぬれば舟路の危険によりバウロ讀て曰ける人々よ我意に此舟路の損害多かるべし第に積荷と舟のみならず我備の生命にも及ばん。然ども百夫の長バウロの言どころより船長と船主の言を信じたり。且この港に冬を過すに便宜ならず是故に若シニクニに至り彼處にて冬を過すことを得んかどて此處を出ん。と定たる者おほしニクニの港にて西南の風と西北の風と其岸に沿て吹どころ也。時に南風徐々お吹ければ彼等志を得たりと意ひ船を起クレラに沿て走し。未幾ユトリクプロトと稱る狂風島より船に來り。船を擧去ければ之に敵ふことを得ず我備の風亦在て。遂にクラウダと云る小島の風下の方へ駛りゆき僅にして小艇を取ひ既に援上しつちから備ける物をもて大船の帆を綱かつ洲に懸掛んことを恐れ帆を下して流れたり。風疾きによりて次の日水夫ら貨物を擲つ。第三日に至てハ我備てづから船具を擲つ。期て多日のあひだ日も星も見ずして疾風を食ひてわれハ我備つひに救るべき望た之果たり。人久く食せずバウロ彼等の中に立て曰ける人々よ爾曹曩に我謀を聽クレテより離るることを爲すして

口律十九卷九節〇十

ハ律四十三卷八〇十

七十九卷九節〇三

二

七十九卷九節〇三

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

此置書を學ぶ可と云ふありし。今われ爾曹に勸む勇め爾曹の中一人だに生命を失ふ者なす惟船を失ふこと有んのみ。蓋わが屬する所の神の使者の夜わが側を立てバウロに擲るる勿れ爾曹必すカイザルの前に立べし且神ハ爾曹に船に在る者を悉く爾に賜と曰り。是故に人々勇めや如此れに語ら給へる如く必す成んと我神を信すべし也。われら必す一島を推上られん。斯て第十四日の夜に至り我備アラシアの港に駛入夜半でる水夫ら岸に近けりと意ひて。水を測じに二十尋を得たり少し進て又測しに十五尋を得たり。石に乗掛んことを恐る。艦より四の鐘を投て天明を待わびぬ。水夫ら船より逃れんとて舟より鐘を投す狀をなす小艇を海に下けれバウロ百夫の長と兵卒に曰ける人々も船に留まらず爾曹救るることを得し。是に於て兵卒ら小艇の索を斷き其流るるに任たり。夜の明たする時バウロの八々に食せんとを擲て曰けるハ爾曹待わびて食せざりしと今日にて已に十四日あり。故に我ながらに食せんことを擲るハ救を得べき助とある可れをあり爾曹の頭髮一縷だに爾曹の首より墮さるべし。如此かたりてバウロを取凡ての人の前に神に謝し之を擲て先食むけれバ。彼等も亦勇んで食せり。船に登る所の我備合て二百七十六人なり。既に食して飽けれハ穀物を海に乗て船を懸せり。夜ありて其地ハ識ざれど一の海灣を見たり。此に洲嶋あり或ハ至とを得ハ彼處に艦を進んて歌ハ。綱を斷て。船を海へ投す。舵を棄て帆をわび風に順ハ洲嶋を望て走し。潮の洑交入處に至りて船を洲に乗らば。船ハ膠定て動ず。艦ハ浪の勢ハ爲小破られたり。是に於て兵卒ら囚人の淵逃れん事を恐れ之を殺さん。勸じ。然ども百夫の長バウロを救んと欲ハ其勸を阻かつ。酒得る者ハ先水も跳いり。その他ハ板あるハハ船の破木に乗て岸に至んことを命じたり。此の如く皆すくえり。事を得て岸に登れり。

口律十九卷九節〇十

ハ律四十三卷八〇十

七十九卷九節〇三

二

七十九卷九節〇三

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

一節 〇六十六
 二節 〇六十七
 三節 〇六十八
 四節 〇六十九
 五節 〇七十
 六節 〇七十一
 七節 〇七十二
 八節 〇七十三
 九節 〇七十四
 十節 〇七十五
 十一節 〇七十六
 十二節 〇七十七
 十三節 〇七十八
 十四節 〇七十九
 十五節 〇八十
 十六節 〇八十一
 十七節 〇八十二
 十八節 〇八十三
 十九節 〇八十四

我々が我々の民を敵らんに非ず。斯に因て我々に語らるるに會どもに語らるるなり。蓋われイスラエルの望の爲に此鍵に繋るれば也。彼等いひけるは我儕ニゲヤより爾についての書信を受ず。亦兄弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報きたり。語し者なし。然るに我儕は我儕の意を承へて聞くとす。蓋われら何處にても此宗旨の誹らるるを知り。既に定たる日に及て多の人バウロの館に來り。バウロ朝早より暮に至るまでモーシセの律法と預言者の書をひき神の國の事を説かつ之を證し。イエスの事を語て彼等を勸たり。其言に感じて之を然とする者あり。亦信ぜざる者あり。互に相合ざるにより遂に退けり。其退かんとせし時バウロ一言を語ける。ハ誠なるかな。聖靈預言者イザヤに記て我儕の先祖等に語し言の言に云ふ。あんた此民を往て告よ。爾曹ハ聽ども聽ども。見す。蓋ての民目にて見耳にて聽心にて悟り悔改て我に醫されん事を恐れ。其心を頑し。耳を蔽ひ。目を閉たり。是故に爾曹知べし。神の救ひ。異邦人に遇られ。彼等ハ之を聽ん。バウロが此言を言畢し。時ユダヤ人退きて互に大なる爭論をなせり。〇斯てバウロの借受し。家お居し。して空く二年す。て來り見んとす。來り見んとす。者を接て。憚らず。神の國をのべ。主イエスキリストの事を教て。辨けらるること無かりき。

一節 〇八十五
 二節 〇八十六
 三節 〇八十七
 四節 〇八十八
 五節 〇八十九
 六節 〇九十
 七節 〇九十一
 八節 〇九十二
 九節 〇九十三
 十節 〇九十四
 十一節 〇九十五
 十二節 〇九十六
 十三節 〇九十七
 十四節 〇九十八
 十五節 〇九十九
 十六節 〇百
 十七節 〇百一
 十八節 〇百二
 十九節 〇百三
 二十節 〇百四
 二十一節 〇百五
 二十二節 〇百六
 二十三節 〇百七
 二十四節 〇百八
 二十五節 〇百九
 二十六節 〇百十
 二十七節 〇百十一
 二十八節 〇百十二
 二十九節 〇百十三
 三十節 〇百十四
 三十一節 〇百十五
 三十二節 〇百十六
 三十三節 〇百十七
 三十四節 〇百十八
 三十五節 〇百十九
 三十六節 〇百二十
 三十七節 〇百二十一
 三十八節 〇百二十二
 三十九節 〇百二十三
 四十節 〇百二十四
 四十一節 〇百二十五
 四十二節 〇百二十六
 四十三節 〇百二十七
 四十四節 〇百二十八
 四十五節 〇百二十九
 四十六節 〇百三十
 四十七節 〇百三十一
 四十八節 〇百三十二
 四十九節 〇百三十三
 五十節 〇百三十四

然ども我々が我々の民を敵らんに非ず。斯に因て我々に語らるるに會どもに語らるるなり。蓋われイスラエルの望の爲に此鍵に繋るれば也。彼等いひけるは我儕ニゲヤより爾についての書信を受ず。亦兄弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報きたり。語し者なし。然るに我儕は我儕の意を承へて聞くとす。蓋われら何處にても此宗旨の誹らるるを知り。既に定たる日に及て多の人バウロの館に來り。バウロ朝早より暮に至るまでモーシセの律法と預言者の書をひき神の國の事を説かつ之を證し。イエスの事を語て彼等を勸たり。其言に感じて之を然とする者あり。亦信ぜざる者あり。互に相合ざるにより遂に退けり。其退かんとせし時バウロ一言を語ける。ハ誠なるかな。聖靈預言者イザヤに記て我儕の先祖等に語し言の言に云ふ。あんた此民を往て告よ。爾曹ハ聽ども聽ども。見す。蓋ての民目にて見耳にて聽心にて悟り悔改て我に醫されん事を恐れ。其心を頑し。耳を蔽ひ。目を閉たり。是故に爾曹知べし。神の救ひ。異邦人に遇られ。彼等ハ之を聽ん。バウロが此言を言畢し。時ユダヤ人退きて互に大なる爭論をなせり。〇斯てバウロの借受し。家お居し。して空く二年す。て來り見んとす。來り見んとす。者を接て。憚らず。神の國をのべ。主イエスキリストの事を教て。辨けらるること無かりき。